

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令案に対する意見公募要領

令和3年7月16日
特許庁総務課制度審議室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）の施行に伴い、特許法施行令（昭和35年政令第16号）等の関係政令について所要の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和3年7月16日（金）～令和3年8月15日（日）必着
（郵送の場合は終了日必着）

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。
なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」
（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTD&ETAIL&id=630121004&Mode=0>）の意見提出フォームからご提出ください。

（2）電子メール

以下の電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：PA0A00@jpo.go.jp

※件名に「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に対する意見」と明記してください。

（3）郵送

別紙の意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

特許庁総務部総務課制度審議室 宛て

※封筒に「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案に対する意見」と明記してください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

